

地域薬剤師会会長殿

令和3年2月8日

大阪府薬剤師会 会長 乾 英夫

「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金（第3次補正予算分）について」厚生労働省医政局より詳細が示されましたのでご案内いたします。今回は申請先が厚生労働省であること、20万円上限、本年度中の申請は2月28日まで、申請は1回のみ、申請が間に合わない薬局への対応は令和3年度に実施されその場合は4月1日以降の経費が補助対象であること等に注意され、申請いただきますようよろしくお願いいたします。詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。別添の事務連絡はOKISSからもご覧いただけます。

日薬業発第470号

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

令和3年2月5日

日本薬剤師会 副会長 田尻 泰典

令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国の令和2年度第三次補正予算につきましては、令和2年12月17日付け日薬業発第393号にてお知らせしたところですが、今般、第三次補正予算の成立を受け、厚生労働省より都道府県知事宛てに「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金交付要綱」が令和2年12月15日より適用として通知されましたのでお知らせいたします。

本補助金では、感染拡大を防ぐための取組を行う保険薬局を対象として、**20万円を上限**として補助されます。補助の対象経費は、令和2年12月15日から令和3年3月31日までに要した経費で、第二次補正予算による「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」と同じ考え方であり、同事業により補助を受けた保険薬局も補助の対象となります。ただし、今回の対象経費には第二次補正予算の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象経費としたものを計上することはできません。

本補助金は、国の直接補助事業であるため、補助の申請は薬局から**直接厚生労働省**に行うこととなっており、交付要綱、申請書様式、Q&A等は厚生労働省ホームページに掲載されております。**申請期限は令和3年2月28日（当日消印有効）**で、申請は**1回のみ**となっております。

なお、申請期限までに申請が間に合わない薬局への対応は、**令和3年度に実施される予定**となっております（令和2年度内に当該補助金の補助を受けた薬局は対象外）。令和3年度実施分（令和3年4月1日からの経費が補助対象）の詳細は改めて告知されます。

貴会におかれましては、本補助金につき会員へご周知いただき、会員が支援を受けられるようご高配の程をお願い申し上げます。

<別添>（略）

・令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金について（令和3年2月3日・厚生労働省医政局経理室医療経営支援課事務連絡）

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16443.html

※申請書様式、実績報告書は上記よりダウンロードしてください。